

「担い手確保施策と現場実態・労働環境の変化」

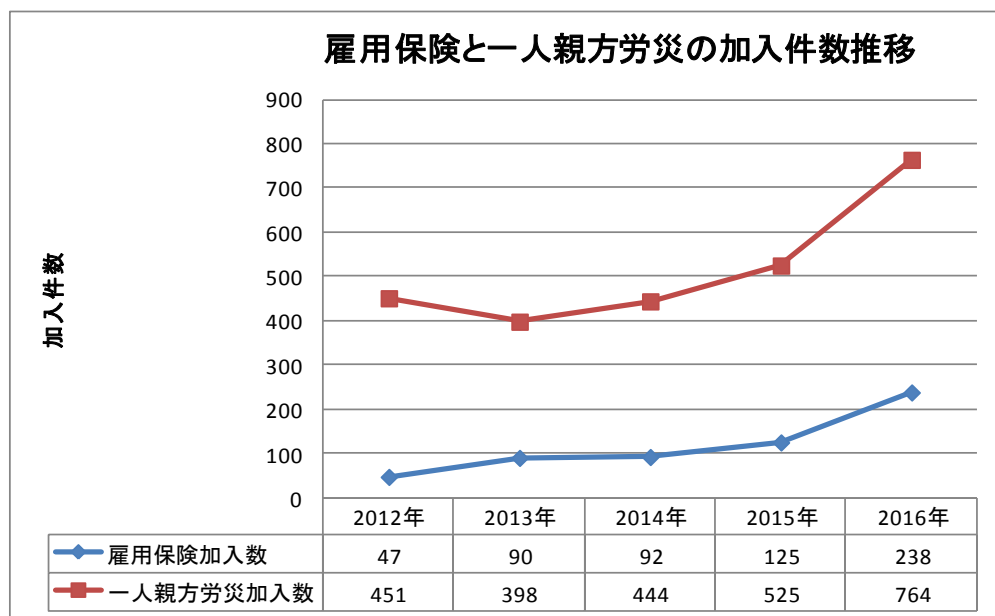
全京都建築労働組合 松原

●この間、社会保険加入対策による組合であらわれている事例

① 上位業者や行政による指導での相談・事例

- * 上位業者から「協会けんぽに入れ」と言われ、「建築国保での適用除外でも大丈夫」という主張を相談者はしていたが、結局「そうしているのは、あなたのところだけ」等と言われしぶしぶ移行。
- * 一人親方に対して「雇用保険の番号が必要」「協会けんぽに入れ」等と言われたが、どうしたら入れるのか。
- * 建設業許可申請で、使用者 1~2 人と記載した事業所で、実態は同居家族であっても、京都府から雇用保険をかけろという指導がされている。

② 雇用保険加入の「激増」と一人親方労災加入の「増加」・・・「雇用」と「請負」の線引き



* 現在（9 月末）の状況

- ・雇用保険新規加入
～235 件
（昨年同月 141 件）
- ・一人親方労災新規加入
～703 件
（昨年 399 件）

※ 「雇用保険番号」がすぐ欲しい！

- * 特に 4 月の繁忙期に、ハローワーク窓口での手続きがのびて 2~3 週間待ちも。「現在手続き中」で対応。

※ けんぽ「適用除外」（注）での加入率が、35.4%（2015 年）⇒39.6%（2016 年）⇒48.7%（2017 年 11 月末）・・・（+13.3%）

- ➔ 適用事業所 1436・国保加入数 1057・うち法人加入数 515（2017 年 11 月末）
- ➔ （注）組合加入の理由で「建築国保」と「厚生年金」で加入する割合。（正規雇用）
- ➔ 「一人親方」で加入していた人が「適正な労働者化」で協会けんぽへ移行するケースも

● 社会保険加入の「原資」となる法定福利費確保の状況

① 賃金アンケートより

⇒右表

● 法定福利費の請求について

	2015年	2016年	2017年
請求できていない	75%	78%	75%
請求しているがもらえていない	2%	1.7%	3.3%
一部もらえている	6.7%	7.6%	9.6%
全部もらえている	16.3%	12.8%	12.1%

* 「公共工事」に携わっている事業主からの回

答では、22社という回答数ですが、「請求できていない」が14社（63.6%）、「請求して、一部もらえている」が1社（4.5%）、「請求して全部もらえている」が7社（31.8%）となっています。

② 支部へのアンケート結果・・・別紙

⇒ 上位業者等でバラバラ。すべてもらえているところは少数。しかし、確保している事業所は、労働者の賃上げや、下請業者へ支払っている事業所も。

③ 他

- ・ この間に、労働保険加入（労災・雇用）がすすんでいます。その一方で、特に雇用保険料の滞納が増えてきています。（2016年度の加入者の未納総数61件のうち雇用保険の未納者が31件を占める）
- ・ 月給30万の労働者を1人雇用すると年間54万円の法定福利費に。仕事がなくなると、たちゆかなくなる・・・。

● 賃上げの状況

* 賃金アンケートより

・ 労働者の賃金を「上げた」と回答した事業主が昨年より多くなっているが、据え置きが75%。

～2016年17%⇒2017年23.1%

・ 労働者回答は・・・

～「上がった」（2016年・12.5%⇒13%）

～「下がった」（2016年・6.2%⇒4.7%）

⇒「変わらない」

● 今後必要なこと

* 社会的な側面～「建設業は必要な産業」という社会的認識を広げる

* 業界としての課題～「技能評価」と「賃金」。

* 組合としての課題～ 労働協約などの締結による働くルールの確立

事業主賃金動向

